障害者扶養リゾート申請時　注意事項

会員の配偶者（事実婚を含む）もしくは 会員が扶養している重度心身障害者（身体障害手帳1・2級、または療育手帳Aクラス）と、 2親等以内の家族が旅館・ホテルを利用した場合、補助金を給付します。

【提出期限】

利用日より**１年以内**

【給付金額】

1人泊につき	A会員	B会員
	上限2千円　年間40人泊まで	

※会員本人が同行しない場合でも給付

【給付対象】

障害者の方が利用した場合
※会員本人が同行しない場合でも給付

【給付対象外】

①会員本人が障害者
②障害者本人が宿泊しない場合
③ポイントの充当分や国・自治体からの補助分
④障害者のみ宿泊された場合

【添付書類】

（１）新規･変更登録時

①障害者手帳または療育手帳
②健康保険証
※給付対象者が会員の扶養家族であることがわかるもの
※75歳以上の扶養親族の方は源泉徴収票と年齢のわかるもの（免許証など）を添付してください。
※利用者が配偶者で、健康保険の被扶養者でない場合、発行から6ヶ月以内の住民票または戸籍謄本

（２）申請時（毎回）

宿泊の領収書・明細（宿泊施設または旅行会社が発行したもの）
※宿泊日付、ホテル名、宿泊金額、人数、宿泊者全員の氏名が確認できるもの

給付スケジュール

- 出産祝金、私傷病見舞金

1 日～15 日受付分	当月末日給付
16 日～末日受付分	翌月 15 日給付

- 結婚祝金

前月 26 日～15 日受付分	当月末日給付
16 日～25 日受付分	翌月 15 日給付

- 不妊治療支援金、介護休業援助金、障害者扶養リゾート宿泊補助
- 死産流産見舞金、災害見舞金、車両災害見舞金、介護補助金
- 育児補助金 、障害見舞金

1 日～末日受付分	翌月 20 日給付

ご注意事項

1 事務局受付日が申請期限を超えた場合は受付いたしかねます。余裕をもって申請してください。

2 提出書類に不備があった場合は、次回以降の給付となります。

3 給付予定日が金融機関休業日の場合は、休業日前日の給付に変更いたします。